

# 税の申告が必要か不要か確認しよう

税の申告時期になりました。令和3年中の所得情報は、令和4年度の税の算定や、福祉関係のサービスを利用するためなどの基礎資料となります。税の申告が必要かいま一度確認しましょう。

## フローチャートで確認

スタート

令和3年1月1日から同年12月31日までに**収入があった**

(遺族年金や障害者年金などの非課税所得のみの方は「いいえ」へ)

東庄町在住の方に扶養されている

(家族の年末調整や確定申告などで、**税金上の扶養**に入っている方は「はい」へ)

いいえ

はい

はい

収入の内容

給与のみの方は①  
年金のみの方は②  
それ以外は③へ

勤務先から東庄町へ給与支払報告書が提出されている  
(提出の有無は勤務先にご確認ください)

①

給与のみ

いいえ

はい

②年金のみ

③それ以外

以下のいずれかに該当する場合は「はい」、該当しない場合は「いいえ」へ

- ・事業所得や不動産所得などがある方で所得金額が基礎控除(48万円)とその他の所得控除の合計を超える
- ・給与収入が2,000万円を超える
- ・給与所得者で、主たる給与以外の所得(年金含む)が20万円を超える

- ・給与を2カ所以上から受けており、年末調整をされなかった給与の収入が20万円を超える
- ・所得税の還付を受ける(医療費控除など)

いいえ

はい

## 町の申告相談

事前予約が必要です

**日程** 2月16日(水)～3月15日(火)

**時間** 9:00～12:00、13:00～17:00  
※16:00までにお越しください

**場所** 役場1階 町民ホール

**予約**

2月7日(月)8:30から申告相談の予約を受け付けます。町民ホールに受付簿を設置しますので、申告される方全員分のお名前を記入してください。なお、電話予約はできません。

問い合わせ 町民課 賦課徴収係 ☎86-6073

**確定申告不要でも町・県民税(住民税)申告が必要な場合があります**

給与以外の所得が20万円以下だった方は、確定申告は不要ですが、町・県民税(住民税)申告は必要です。また、無収入の方も申告が必要です。

まれの方へ、2月中旬に申告書を送付します。自身が記入した申告書は、町の申告相談の予約を取らずに窓口に出すことができます。

問い合わせ

町民課 賦課徴収係

☎86-6073

町では、申告の必要があると思われる方と、平成14年4月2日～平成15年4月1日生

税務署からのお知らせ

確定申告はご自宅で

確定申告は e-Tax が便利

e-Tax は、インターネットで確定申告などの手続きができるシステムです。国税庁のホームページで確定申告書を作成し、インターネットで提出することが可能です。

e-Tax を利用できる方

- ①マイナンバーカードと、マイナンバーカード対応のスマホまたは IC カードリーダーライターをお持ちの方
- ②税務署で事前に ID・パスワードを取得した方

確定申告作成会場では入場整理券を配布

税務署の申告書作成会場では、混雑回避のために入場整理券を配布します。入場整理券は当日会場で配布するほか、国税庁のLINE公式アカウントを「友だち追加」すると、事前発行ができます。

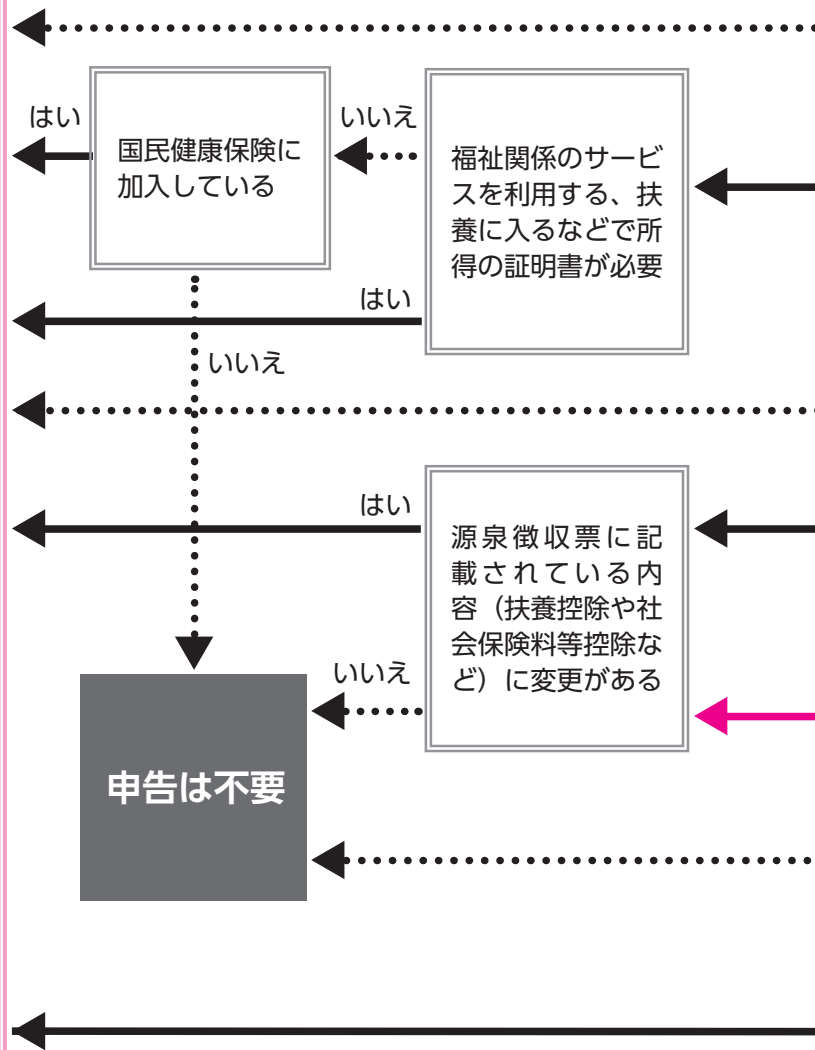


▲国税庁LINE公式アカウント

問い合わせ

佐原税務署 ☎54-1331

所得税の確定申告または町へ町・県民税(住民税)の申告が必要



申告相談で必要なもの

- 不足書類がないように事前にご確認ください。
- ①収入や必要経費がわかるもの(源泉徴収票、収支明細書、帳簿、計算書など)
- ②各種控除の内容がわかるもの(生命保険料・地震保険料等の控除証明書など)
- ③申告者名義の通帳(所得税が還付になる方)
- ④マイナンバーカード、またはマイナンバー通知カードと免許証などの本人確認できる書類(申告者本人、扶養親族、専従者の分も必要)
- ⑤税務署の「令和3年分確定申告のお知らせ」はがき
- ⑥医療費控除明細書(医療費



控除がある方は、必ずご自身で計算してください)  
⑦持続化給付金や経営所得安定対策交付金などの通知書(事業所得がある方で、支払いを受けた方)